

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

1) 佐渡市の位置・地形

佐渡市は、新潟県のほぼ中央の日本海上に位置する離島であり、海岸線は 280.8 km、面積は、855.68 k m²、広ぼうは、東西 32.6 km、南北に 59.5 kmである。

北東から南西方向に細長い地形で、国中平野を挟んで北西側に大佐渡山地、南東側に小佐渡丘陵が並走し、山岳丘陵地帯を形成している。また、北東には両津湾、南西に真野湾の湾入があり、大佐渡・小佐渡を通じて数段に及ぶ海岸段丘が発達している。

2) 地質

地質構造は、主として第三紀の水成岩、火山岩からなり、地盤は軟弱である。

大佐渡山地の地質は、第三紀中新統の中・下部に属する杉野浦層、入川層、真更川層、金北山層、鶴子層、中山層、河内層、相川層の安山岩、流紋岩、石英斑岩、凝灰角礫岩、礫岩、硬質砂岩、シルト岩、硬質頁岩等、佐渡の第三紀層の中では比較的硬岩である。

小佐渡丘陵の東北半分は、大佐渡山地と同様、中新統の比較的古期の岩層であるのに対し、西南半は、中新統中・下部の笠取山層、経塚山層、下戸層、羽茂層、素浜層の硬質頁岩、砂岩、泥岩などの水成岩が主であり、安山岩、玄武岩などに貫かれている。特に西南半は、新期の軟弱地層のため、重力浸食による緩斜地形が山地内各所に発達している。

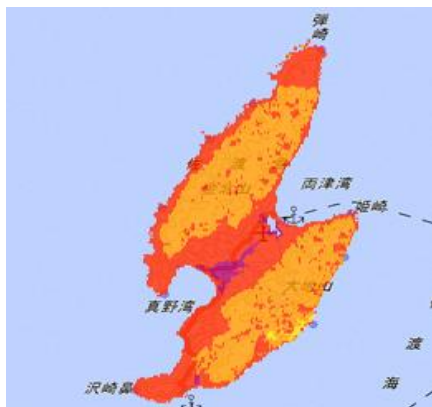
【地震】

佐渡には越佐海峡、佐渡北、佐渡西の断層があり、佐渡島と本土の間にある越佐海峡断層を震源とする地震が発生した場合、最大で震度 7 の揺れに見舞われる可能性がある。

市内の住宅約 2 万 1 5 7 0 戸の耐震化率は 6 9 % (2020 年度末時点) であり、耐震化率は全国平均より低く、大きな地震が発生すれば多くの建物が全壊する恐れがある。また、佐渡市は離島のため、港が被災するとライフラインの復旧に時間がかかり、支援物資の到着に遅れが生じる。

令和 6 年 1 月の能登半島地震では、佐渡市で最大震度 5 強を観測した。地震発生に伴う液状化現象などにより、施設・設備等が被害を受け、生産・営業活動が制限されるなど、事業継続に大きな影響が生じた。

港の被災により、商品や建材、燃料など事業活動に必要な資材の搬入が長期間滞ることが想定され事業活動再開の長期化が懸念される。このことから産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクが高い。



【出典】J-SHIS 地震ハザードステーション

地震ハザードステーション防災地図によると、海岸沿、国仲地区を中心に、震度 5 強以上の地震が今後 30 年間で発生する確率が 26% 超となっている。

【津波】

佐渡沖の断層が活動した場合、佐渡市は離島で海に囲まれているため、津波災害が発生した際には、大きな影響が出ると想定される。能登半島地震時には、市内の津波観測地点（鷺崎）で最大 30 センチを観測した。また、建物に残された津波の痕跡から、小木港で高さ 1.9 メートル、羽茂港では高さ 3.8 メートルだったと気象庁の現地調査により推定された。これを受け、小木港に津波観測装置が設置された。佐渡島の主な商店街（両津商店街・相川天領通商店街・河原田商店街）は海岸に隣接しており、津波の被害が想定され、商店街のにぎわいと商圈の喪失などのリスクが存在する。

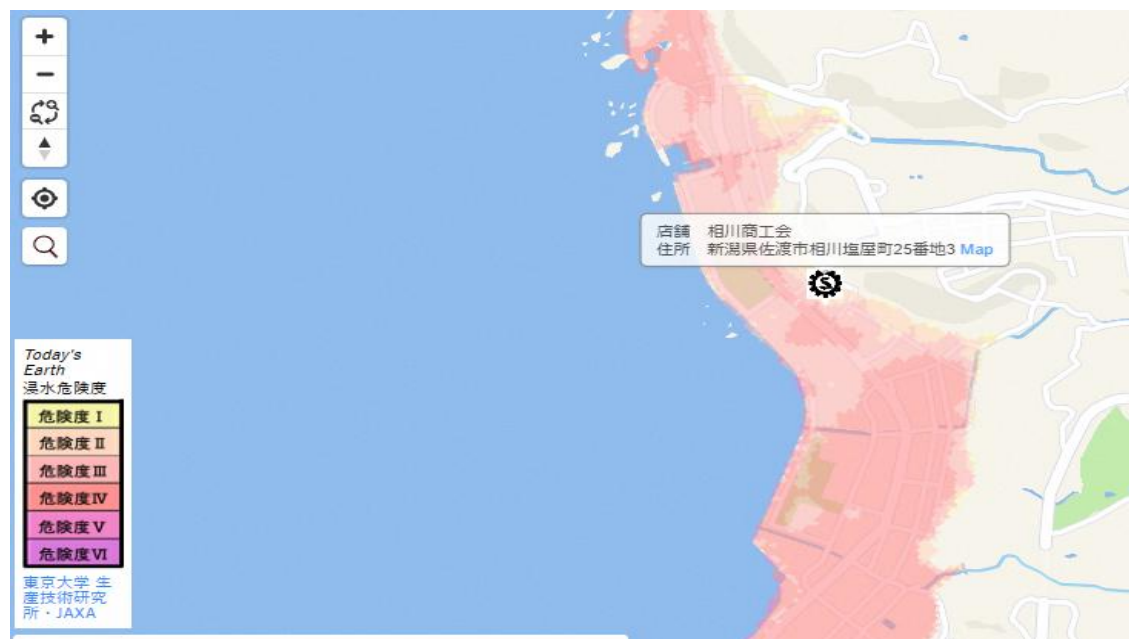
リアルタイム被害予測ウェブサイト **cmap** によると、津波が発生した際の被害を受ける商工会は島内 4 商工会である。（両津商工会、相川商工会、南佐渡商工会小木本所、南佐渡商工会赤泊支所）

【出典】リアルタイム被害予測ウェブサイト **cmap**

●両津商工会は危険度Ⅱに分類されている



●相川商工会は危険度Ⅲに分類されている



- 南佐渡商工会小木本所は危険度Ⅱに分類されている



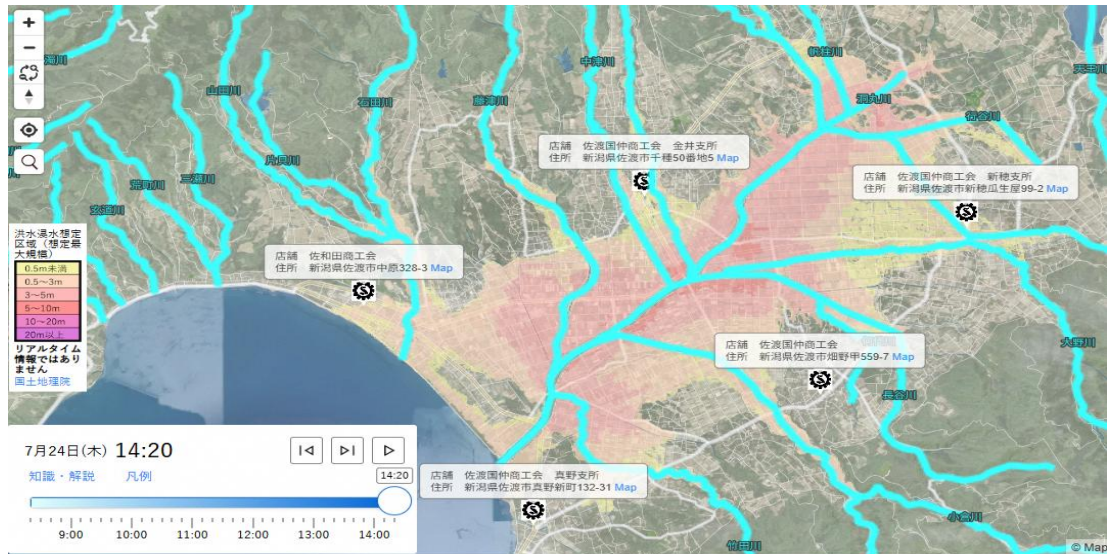
- 南佐渡商工会赤泊支所は危険度Ⅱに分類されている。



【洪水】

佐渡市の代表的な河川としては国中平野を流れる国府川、羽茂地区を流れる羽茂川等がある。その支川やその他の河川も含めると 145 河川、総延長 370km となる。

市のほぼ中央部の国中平野を流れる 2 級河川の国府川は、その流域面積が佐渡の全河川流域面積の 2 割を占めている。水系が国府川に集中していることと、標高が 0m～5m と低いことから、洪水に見舞われることが多い。佐渡市の商業中心地区である国仲地区では 3～5m の浸水被害が予想されているほか、家屋倒壊等氾濫想定区域が点在している。3～5m の浸水被害が予想されている国仲地区には工業製品を製造している製造業者が多く集まっており、洪水による工場設備の故障等により、長期間事業活動が停滞するリスクが存在している。



【出典】リアルタイム被害予測ウェブサイト cmap

【土砂災害】

市内の土砂災害警戒区域等の状況は以下となっており、各地に点在しているが、事業所が多く集まる場所ではない。（出典：佐渡市地域防災計画（風水害対策編）※抜粋）

土砂災害警戒区域及び特別警戒区域

（令和 6 年 5 月 3 1 日現在）

地すべり		急 傾 斜		土 石 流	
警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
1 1 0	0	8 4 9	7 2 6	4 3 6	2 7 6

【感染症】

新型インフルエンザ等（感染症）は、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、佐渡市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

【その他】

佐渡市は、原子力発電所から約 49～99 キロメートル先に位置し、放射線量監視地域に属する。発電所において原子力災害が発生した場合、放射性物質の飛散による各種影響に対する防護対策が生じる可能性がある。市内における買い占めや不当な値上げ等の混乱の発生がないかを把握し、必要と判断される場合には、適切な行動を促すための市民への情報提供や、流通業者等への要請等を行う必要がある。

(2) 域内の商工業者の状況

令和7年4月1日現在

- ・商工業者等数 2,464者
- ・小規模事業者数 2,186者

商工会会員数 1,560者

【内訳】

業 種	商工業者数	小規模事業者数 (うち事業継続力強化に取り組んでいる者)	会員数
建設業	441	393 (1者)	276
製造業	232	213 (7者)	153
卸売業	84	57 (0者)	47
小売業	524	452 (2者)	356
飲食・宿泊業	391	383 (9者)	292
サービス業	609	542 (2者)	363
その他	183	146 (1者)	73
合 計	2,464	2,186 (22者)	1,560

(3) これまでの取組

1) 佐渡市の取組

・佐渡市地域防災計画の策定

近年の風水害、地震・津波災害などを教訓として、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針として、令和6年10月に地域防災計画（風水害対策編、震災対策編、津波災害対策編、個別災害対策編）を見直した。市民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や市・県などの施策としての「公助」の適切な役割分担による防災協働社会の実現を目指す計画としている。

・佐渡市総合防災訓練の実施

大規模災害等に対して、関係機関の連携の確認をするため、毎年実施している。

なお、市内には多くの自主防災組織が結成されており、日常的な防災訓練や防災知識の普及活動を行っている。

・防災、感染症等対策備品の備蓄

佐渡市内防災倉庫・備蓄庫 22か所

備蓄物資・資材一覧は佐渡市地域防災計画資料編に記載

・佐渡市災害協定 53件

2) 市内商工会の取組

・損害保険の重要性を周知する目的で東京海上グループと連携し、損害保険パンフレットを商工会員に配布した。

・BCP計画の策定を希望する会員事業者において東京海上グループと連携し、BCP作成を支援した。

・島内各商工会において商工会危機管理マニュアルを策定し、商工会自身の事業継続計画を策定した。

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況

・事業継続力強化に関する商工会職員向けセミナー 年1回

・東京海上グループと連携した損害保険への加入促進（パンフレット配布1,560者）

・会員事業者のBCPの策定支援 5者

2 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ②自然災害や感染症のリスクについて当会、佐渡市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰りに対する助言を行える当会経営指導員等の不足、防災・減災や感染症対策の重要性を周知する専門的な知識の不足が課題となっている。

【対策】

- ①事業継続力強化の取組状況を把握するため、経済産業省 HP に記載されている認定事業者の一覧の確認や市内商工会会員へのアンケートを実施し、状況を把握する。
- ②佐渡市防災課、佐渡市地域産業振興課と当会で年 1 回の協議会を開催する。本計画の事業実施状況の確認及び見直し、支援方針について検討・決定する。
- ③保険・共済や資金繰りに対する助言を行える市内商工会経営指導員等の不足については、東京海上グループや島内金融機関、中小企業基盤整備機構等の支援機関と連携し、セミナーの開催や専門家派遣を行う。従来から行っている市内商工会職員向け研修会を定期的に開催し専門知識の習得に努める。

3 目標

- ・市内小規模事業者に対し、自然災害リスク及び感染症リスクが及ぼす事業活動への影響を周知し、BCP 計画の策定など事前準備の必要性を知っていただく。(佐渡島は離島という性質から自然災害等により港が被害を被ると長期間物資搬入が滞るリスクが高い)
- ・事業継続力強化計画の策定状況の把握ができていないことから、策定状況の把握を行う。事業者の BCP 計画の策定支援及び被災時の事業活動の早期復旧に係る取組みとして、損害保険への加入などリスクファイナンスの取組みを促進する。

具体的な取組み目標

- ①市内小規模事業者の事業継続力強化計画の策定状況を把握する
- ②東京海上グループと連携し事業者 BCP の策定及び見直し支援を行う 年 5 者
- ③東京海上グループと連携し損害保険への加入推進を行う 年 1,560 者 (パンフレット配布など)
- ④東京海上グループと連携しセミナー・研修会を開催し、事業継続力強化計画策定の必要性について周知する 年 1 回

その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～令和13年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

・市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）と佐渡市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

・経済産業省、佐渡市等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。

（2）小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

小規模事業者に対する災害等リスクの周知【佐渡市・市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）で行う】

・巡回経営指導等の機会を活用し、ハザードマップや過去の被災事例等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクや産地内サプライチェーン企業の被災によるリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、企業間連携、行政の支援策の活用等）について説明する。

・会報や市広報、ホームページにおいて、国・県・市の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険等の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

（3）フォローアップ【佐渡市・市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）で行う】

・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認

・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

（4）知見の共有及び事業継続力の底上げ

・市内商工会と佐渡市のミーティングにおいて状況確認や改善点等について必要に応じ協議する。

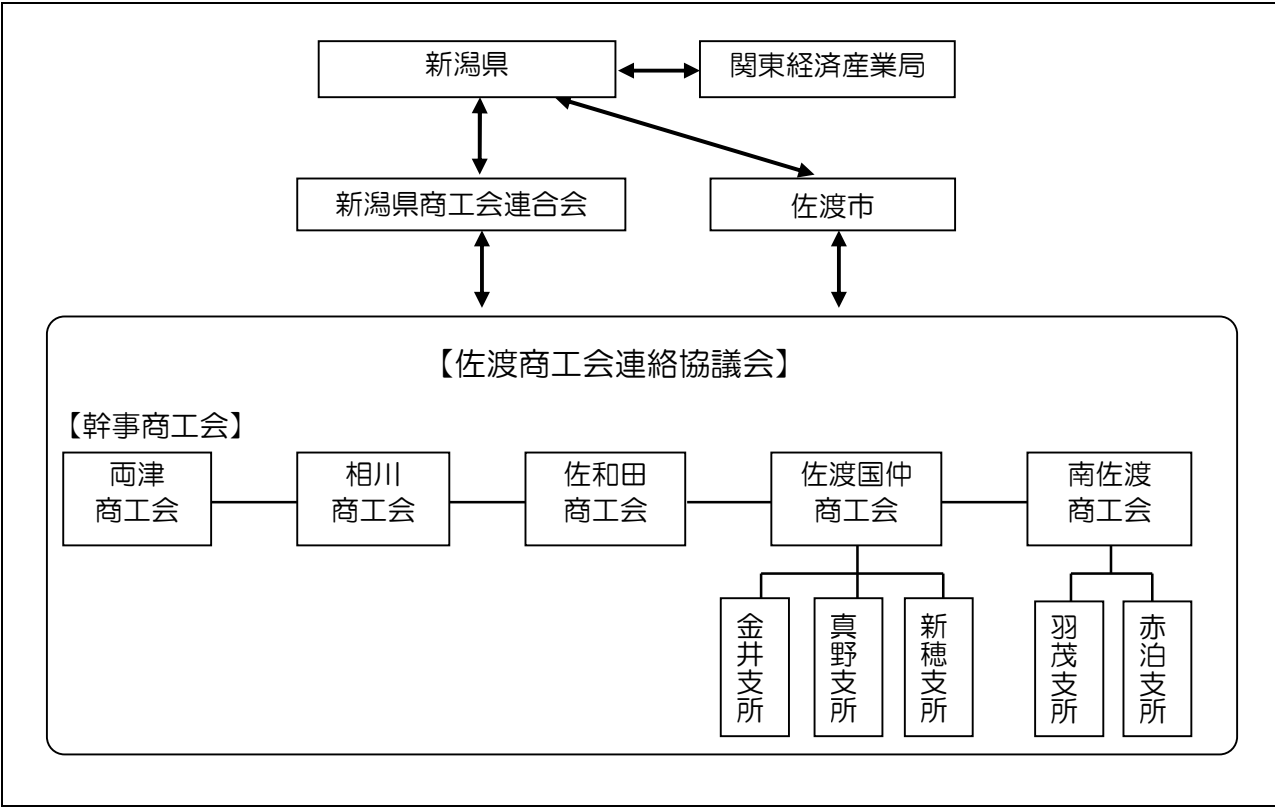
（5）関係団体等との連携【市内5商工会（佐渡商工会連絡協議会）で行う】

・協力関係のある損保会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険等の紹介等を実施する。

・ノウハウの構築・スキル向上として防災士の講習を受講し、緊急時の対応力を習得する。

・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、産地組合等とのセミナー等の共催



事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年12月現在)

【佐渡商工会連絡協議会】

【幹事商工会】	相川商工会	佐和田商工会	佐渡国仲商工会	南佐渡商工会
両津商工会 事務局長 1 経営指導員 2 経営支援員 2	相川商工会 経営指導員 2 経営支援員 2	佐和田商工会 事務局長 1 経営指導員 2 経営支援員 3	佐渡国仲商工会 (本所) 事務局長 1 経営指導員 1 経営支援員 4 (金井支所) 経営指導員 1 経営支援員 1 (新穂支所) 経営指導員 1 経営支援員 1 (真野支所) 経営指導員 1 経営支援員 1	南佐渡商工会 (本所) 事務局長 1 経営指導員 1 経営支援員 2 (羽茂・赤白支所) 経営指導員 1 経営支援員 2

佐渡市

地域振興部
 地域産業振興課

新潟県

総務部
 防災課

市民生活部
 健康医療対策課
 (感染症関係)

連携

連携

- ・市内商工会、佐渡市地域産業振興課・防災課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回、連絡協議会を開催する。
- ・また、認定主体である新潟県と事前に相談・調整を行うことで、より地域の実情に応じた計画とする。

- ・佐渡市の経済圏は独立しており、産業は市内全域に分布している。また主要産業の一つである建設業についても、市内全域にかけて分布しており、地理的にも同様の災害リスクを持つことから、より効率的な支援を行うため、市内商工会が連携し、共同で支援を行う。

- ・市内を5地区に分け、法定経営指導員3名と経営指導員2名の体制で巡回指導を行う。経営指導員を小規模事業者ごとに選定し、策定支援からフォローアップまで一体の支援体制を構築する。
- ・また、保険加入促進については、連携協定を結んでいる東京海上日動火災保険株式会社の専門家1名による、セミナー個別相談の体制とする。

④定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員 3 名と経営指導員 2 名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を市内商工会と佐渡市の連絡協議会（年 2 回開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

⑤経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

（２）商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 本間 信行（連絡先は後述（３）①参照）	佐和田商工会
経営指導員 山下 信久	〃 佐渡国仲商工会
経営指導員 八木 俊樹	〃 佐渡国仲商工会

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（１年に１回以上）

③ 広域経営指導員の可否

経営指導員 本間 信行は、施行規則第 2 条第 2 項に規定する広域経営指導員に該当する。

（３）商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

佐渡商工会連絡協議会 幹事商工会
両津商工会 経営支援室
〒952-0011 新潟県佐渡市両津夷 43-1
TEL： 0259-27-5128 / FAX： 0259-23-3868
E-mail：ryoutsu@shinsyoren.or.jp

相川商工会 経営支援室
〒952-1542 新潟県佐渡市相川塩屋町 25-3
TEL： 0259-74-3236 / FAX： 0259-74-3237
E-mail：aikawashoko@shinsyoren.or.jp

佐和田商工会 経営支援室
〒952-1324 新潟県佐渡市中原 328-3
TEL： 0259-52-3148 / FAX： 0259-52-3531
E-mail：sawata@shinsyoren.or.jp

佐渡国仲商工会 経営支援室
〒952-0206 新潟県佐渡市畑野甲 559-7
TEL： 0259-66-2458 / FAX： 0259-66-3465

E-mail : sadokuninaka@shinsyoren.or.jp

南佐渡商工会 経営支援室

〒952-0604 新潟県佐渡市小木町 94

TEL : 0259-86-2216 / FAX : 0259-86-2304

E-mail : minamisado@shisyoren.or.jp

②関係市町村

佐渡市役所 地域振興部地域産業振興課

〒952-1292 新潟県佐渡市千種 232

TEL : 0259-67-7863 / FAX : 0259-63-5125

E-mail : sangyo@city.sado.niigata.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに新潟県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	150	150	150	150	150
・ 専門家派遣費用	50	50	50	50	50
・ パンフ、チラシ 作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、事業収入、佐渡市補助金、新潟県補助金 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
該当なし
連携して事業を実施する者の役割
該当なし
連携体制図等
該当なし